

会 則

一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会
冷凍空調設備部会

〒320-0852 宇都宮市下砥上町1496-1

TEL: 028-645-8807

FAX: 028-645-8821

(一社) 栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会 会則

制定 昭和36年11月15日
改定 昭和57年12月9日
改定 平成25年3月11日

第一章 総 則

第1条 本会は(一社) 栃木県冷凍空調工業会 冷凍空調設備部会と称する。

第2条 本会は栃木県に事業所を有する冷凍空調設備工事業者をもって組織する。

第3条 本会は会員相互の緊密な連絡のもとに協力一致して、業務運営の向上に努力し、その普及発展を計ると共に共存共栄の精神に基づいて工事道徳を重んじ、相互の福利を増進し、会員の親睦融和を計ることを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

1. 冷凍空調機の災害防止のため研究及び見学
2. 冷凍空調技術に関する研究及び見学
3. その他本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会の事務所は宇都宮市に置く。

第6条 本会の事業年度は毎年4月に始まり、翌年3月末日に終わる。

第二章 会員の資格

第7条 冷凍空調設備工事事業者

第8条 本会は会費を3ヶ月10,000円とし、会費は6ヶ月分指定銀行に振り込む。

第9条 本会員になろうとする者は会員二名の推薦により入会申込をなし、理事会の承認を受けた場合入会金を会費に添え、本会に納めなければならない。納入金は返却しないこととする。入会金は附則第29条による。

第10条 会員で次に該当する者は理事会の決議のより、除名することができる。

1. 総会の決議に違背し、又は名誉・利益を汚損する言動ありと認められた者。
2. 会費を3ヶ月滞納した場合、自動的に脱会者と認め除外する。

第三章 役員

第11条 本会は次の役員を置く。

理 事	12名
監 事	2名
顧 問	若干名

理事の内1名を部会長、1名を副部会長、2名を会計とする。

第12条 理事以下役員は会員の中より互選で決める。理事互選の際、県南・県央・県北より一名以上選出する事。

第13条 理事会（役員）が構成されたとき、直ちに理事（役員）互選により部会長、副部会長、会計を定める。

第14条 部会長は本会を代表して会務を総理する。部会長不在の場合は副部会長之を代理する。部会長は会務を執行する。理事は会務執行に当たり原案を審議する。監事は会計を監査する。

第15条 役員は名誉として無給とし、その任期は二年とする。但し重任は妨げず、役員に欠員を生じた場合は会員の選挙によって之を定める。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 本会は理事会の推薦により、顧問及び賛助会員を置くことができる。

第17条 本会事務所に事務員を置き但し有給とする。

第四章 会 議

第18条 総会は通常総会及び臨時総会の二種とする。通常総会は毎年一回部会長召集する。

臨時総会は理事会で必要と認めるとき、又は会員より会議の目的を事項を示して、請求あった場合理事会にはかり、必要と認めるとき部会長之を招集する。

第19条 総会の場合会議の目的事項を会員に通知しなければならない。

第20条 総会における会員の表決権は平等とする。

第21条 総会の議事は出席全員の過半数を以て可否、同数の場合議長之を決する。

第22条 理事会は、理事（役員）を以て組織し部会長之を招集する。

第23条 理事会の議事は出席者過半数を以て決する。

第24条 顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

第25条 本会の決算は毎事業年度終了後二ヶ月以内に事業報告書を作成して監事の承認を経た後、通常総会の承認を得なければならない。

第五章 附 則

第26条 本会則以外に必要と認められた事項については必要の都度之を決める。

第27条 本会則は總會の議を経て改新する事が出来る。

第28条 會員またはその親族に弔事ありたる時は、香典と生花を贈り、弔意を表する。

1. 本人死亡	香典	30,000円	生花
妻・両親	〃	20,000円	〃
子供	〃	20,000円	〃

第29条 本会入会金は参万円とする。